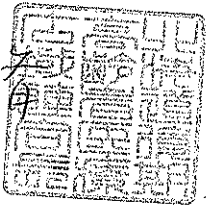


北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月16日

北海道後期高齢者医療広域連合長 丸 場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第6号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する
規則

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年4月1日規則4号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「認めたとき」の次に「、又は決定された後期高齢者医療保険料の減免額が変更されると認めたとき」を加え、「の全部又は一部を取り消し」を「を取り消し、又は変更し」に改め、「保険料減免取消通知書」の次に「又は後期高齢者保険料減免変更決定通知書」を加える。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。